



# 山形県公報

平成28年6月3日(金)  
第2751号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……677
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……678
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス  
事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス  
事業者の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……679
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……680
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……681
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 歳入の収納の事務の委託……………(健康長寿推進課) ……同
- 山形県家畜人工授精講習会等規程の一部を改正する規程……………(畜産振興課) ……682
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(同) ……同
- 昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、  
物件売払契約約款及び物件購入契約約款)の一部改正……………(会計局) ……683

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(村山総合支庁総務課) ……同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……684
- 大規模小売店舗の廃止の届出……………(同) ……685
- 平成28年度山形県家畜(牛)人工授精講習会の実施……………(畜産振興課) ……同
- 平成28年度山形県家畜(牛)人工授精講習会修業試験の実施……………(同) ……686

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第574号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
最上町	最上町立最上病院 最上郡最上町大字向町64番地の3	訪問リハビリテー ション	平成28. 5. 25

**山形県告示第575号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
最上町	最上町立最上病院 最上郡最上町大字向町64番地の3	介護予防訪問リハ ビリテーション	平成28. 5. 25

**山形県告示第576号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	廃止年月日
特定非営利活動法人置賜自然と 共育の村 米沢市口田沢3216番地	かこの家 米沢市口田沢3216番地	就 労 移 行 支 援	平成28. 5. 31

**山形県告示第577号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	指定年月日
株式会社メグシィ 鶴岡市高坂字杉ヶ沢72番地33	多機能型発達支援事業所メグシィ 鶴岡市高坂字杉ヶ沢72番地33	児 童 発 達 支 援	平成28. 5. 23
株式会社メグシィ 鶴岡市高坂字杉ヶ沢72番地33	多機能型発達支援事業所メグシィ 鶴岡市高坂字杉ヶ沢72番地33	放課後等デイサー ビス	同

**山形県告示第578号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
障害者支援オフィス「ひので」 鶴岡市日出一丁目7番7号	特定非営利活動法人鶴岡福祉村 鶴岡市日出一丁目7番7号	生活介護	6名	平成28. 5. 16

**山形県告示第579号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成28年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
オールケア山形	山形市西田三丁目3番15号	平成28. 4. 27

**山形県告示第580号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

ヤマザワ調剤薬局山形大学病院前店  
山形市飯田西四丁目4番3号

## (2) 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
ヤマザワ大学病院前調剤薬局	ヤマザワ調剤薬局山形大学病院前店	平成28. 5. 1

## 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

ヤマザワ調剤薬局城南店  
山形市春日町8番33号

## (2) 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
ヤマザワ薬局城南店	ヤマザワ調剤薬局城南店	平成28. 5. 1

## 3 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

ヤマザワ調剤薬局城西店

山形市城西町四丁目19番3号

## (2) 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
ドラッグヤマザワ城西調剤薬局	ヤマザワ調剤薬局城西店	平成28. 5. 1

## 4 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

ヤマザワ調剤薬局済生館前店  
山形市七日町一丁目4番20号

## (2) 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
ヤマザワ薬局済生館前店	ヤマザワ調剤薬局済生館前店	平成28. 5. 1

## 5 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

ヤマザワ調剤薬局元木店  
山形市元木三丁目3番2号

## (2) 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
ヤマザワ薬局元木店	ヤマザワ調剤薬局元木店	平成28. 5. 1

## 6 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

ヤマザワ調剤薬局県立中央病院前店  
山形市大字青柳1562番地1

## (2) 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
ヤマザワ薬局県立中央病院前店	ヤマザワ調剤薬局県立中央病院前店	平成28. 5. 1

## 山形県告示第581号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
ヤマザワ調剤薬局東原店	山形市東原町三丁目10番5号	平成28. 4. 30

#### 山形県告示第582号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
公益社団法人山形県柔道整復師会しらい介護支援事業所  
山形市蔵王半郷265番地の18
- 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
公益社団法人山形県接骨師会しらい介護支援事業所	公益社団法人山形県柔道整復師会しらい介護支援事業所	平成26. 11. 8

#### 山形県告示第583号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
有限会社シルバークリエイト	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	酒田市新井田町6番14号	平成28. 3. 31

#### 山形県告示第584号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成28年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 委託した収納事務  
介護サービス情報の公表等手数料の収納事務
- 受託者の名称及び所在地  
(1) 名 称 特定非営利活動法人エール・フォーユー

(2) 所在地 山形市小白川町二丁目3番31号

3 委託期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

#### 山形県告示第585号

山形県家畜人工授精講習会等規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

##### 山形県家畜人工授精講習会等規程の一部を改正する規程

山形県家畜人工授精講習会等規程（昭和25年12月県告示第518号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「農林水産部長」を「農林水産部次長」に改める。

第21条および第22条を削る。

##### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 山形県告示第586号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成28年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
最上川中流土地改良区
- 2 事務所の所在地  
山形市飯沢62番地の2
- 3 認可年月日  
平成28年5月25日

#### 山形県告示第587号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成28年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
村山北部土地改良区
- 2 事務所の所在地  
尾花沢市大字尾花沢字南原1601番3
- 3 認可年月日  
平成28年5月26日

#### 山形県告示第588号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営平田地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営平田地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
河北町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成28年6月9日から同年7月7日まで
- 4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第589号

昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、平成28年7月1日から施行する。ただし、同日前に行われた公告その他の契約の申込の誘引に係る契約で、同日以後に締結する契約については、なお従前の例による。

平成28年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）

第8条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。）（当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。次項において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が同項各号に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

第11条第1項第3号中「(昭和24年法律第100号)」を削る。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成28年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成28年5月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人西沼田サポーターズ・ネットワーク
  - (2) 代表者の氏名  
奥山 金十郎
  - (3) 主たる事務所の所在地  
天童市大字蔵増甲1061番地

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、年齢・地域を限定しないあらゆる市民を対象として、歴史を中心とした生涯学習活動に関する事業を行うために各種団体や住民組織等と連携を図り、また遺跡の調査・研究を継続して行い、文化財の管理保管保存及び公開に関する事業を行うことにより、心身共に豊かな社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに鶴岡市役所において平成28年10月3日まで縦覧に供する。

平成28年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

くしびきショッピングプラザ

鶴岡市丸岡字鳥飼121番外

## 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 廣
五十嵐 茂 美	鶴岡市上山添字明神前76	
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河 合 映 治
橋本井園株式会社	宮城県仙台市若林区六丁の目東町5番35号	橋 本 奈 保 子
株式会社ジョイ	山形市前田町6番10号	松 谷 幸 一
株式会社あじまん	天童市乱川三丁目6番1号	佐 藤 友 紀

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 廣
五十嵐 茂 美	鶴岡市上山添字明神前76	
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河 合 映 治
橋本井園株式会社	宮城県仙台市若林区六丁の目東町5番35号	橋 本 奈 保 子
株式会社サンデー	青森県八戸市根城六丁目22番10号	川 村 暢 朗



株式会社 あじまん

天童市乱川三丁目6番1号

佐 藤 友 紀

## 3 変更年月日

平成27年9月1日

## 4 届出年月日

平成28年4月28日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年10月3日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成28年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社カミオ 山形市下条町二丁目4番51号

代表取締役 神尾誠一

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ下条店

山形市下条町二丁目6番40号

## 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（廃止前）1,198平方メートル

（廃止後）0平方メートル

## 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日

平成28年3月17日

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり実施する。

平成28年6月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 講習会の期間及び場所

(1) 期 間 平成28年7月5日（火）から同年8月2日（火）まで

(2) 場 所 新庄市大字鳥越字一本松1076番地

山形県農業総合研究センター畜産試験場

## 2 対象となる家畜の種類

牛

## 3 受講手続

受講願書を平成28年6月20日（月）までに住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に提出すること。ただし、住所地が県外の場合は同日までに農林水産部畜産振興課に提出すること。

## 4 その他

詳細については、農林水産部畜産振興課又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による平成28年度家畜人工授精に関する講習会の修了者に対する修業試験を次のとおり実施する。

平成28年6月3日

山形県知事 吉村美栄子

1 試験の期間及び場所

(1) 期間 平成28年8月3日（水）から同月5日（金）まで

(2) 場所 新庄市大字鳥越字一本松1076番地  
山形県農業総合研究センター畜産試験場

2 受験手続

受験願書を平成28年8月2日（火）までに農林水産部畜産振興課に提出すること。

3 その他

詳細については、農林水産部畜産振興課又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成28. 5. 20	第2747号	630	下から10	法律第141号	法津第141号
同	同	同	同	法第141号	法律第141号